

# 第一回

## 笠松町議会定例会開会

平成十九年第一回笠松町議会定例会が三月二日から十九日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

### 笠松町副町長定数条例について

地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、「助役」にかえて「副町長」を置き、定数を定めるもの。

定数 一人

### 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

平成十九年四月からの組織改革により、学校教育担当および学校給食センターが総務部から教育文化部へ移行することに伴い所要の規定整備を行うもの。

### 笠松町職員定数条例の一部を改正する等の条例について

地方自治法の一部改正に伴い「助役」にかえて「副町長」を置き、収入役制度の廃止に伴い「会計管理者」を置くとともに「吏員」を廃止して「職員」とするため関係条例を整備するもの。なお、職員定数についても実情に合わせて改正を行うもの。また、笠松町小口融資条例については、申

### 込人の資格および融資条件の連帯保証人を原則として要しないとするための所要の整備を今回の地方自治法改正に合わせて行うもの。

関係条例

・笠松町職員定数条例

・笠松町特別職報酬等審議会条例

### 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例

・笠松町職員等の旅費に関する条例

### 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例

・笠松町税条例

・笠松町小口融資条例

・笠松町防災会議条例

・笠松町収入役事務兼掌条例（廃止）

### 職員定数の見直し

・町長の事務部局の職員 161人

・企業関係職員（町長事務部局の職員の兼務） 140人

4人

3人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

### いて

人事院勧告に基づき、管理職手当および扶養手当に係る所要の規定整備を行うもの。

管理職手当

・管理職手当を定率制から定額制に移行することに伴い、支給額の上限を規定

扶養手当

・三人目以降にかかる扶養手当支給額を二人目までの子と同額とする。

笠松町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町立下羽栗保育所を平成十九年度から（財）笠松町地域振興公社へ設置・

経営主体を移管することにより、所要の規定整備を行うもの。

### 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

行財政改革により、普通徴収における徴収方法を仮

算定を廃止し、本算定のみ

に変更することに伴う所要

の規定整備を行うもの。  
普通徴収に係る納期  
1期 10期  
4月～1月 6月～3月

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について

岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議について

木曾川右岸地帯水防事務組合規約の変更に関する協議について

羽島郡広域連合規約の変更に関する協議について

右の五議案は、いずれも地方自治法の改正に伴い、「助役」が廃止され、「副市長」制度が創設されることなどに伴い、所要の規約改正などの協議を行うもの。

補正予算  
一般会計

地域密着型介護老人福祉施設建設補助事業および後期高齢者医療制度等システム改修事業の繰越明許費、笠松中央公民館のアスベスト除去に対

する優良建築物等整備事業補助金および起債の減額、町有地売却による社会資本整備基金への積立金の増額ならびに事業精算に伴う剰余金による財政調整基金への積立金の増額、下羽栗小学校アスベスト含有調査の結果に伴う除去工事の不執行による減額のほか、各種事業費および国県支出金の確定などに伴い総額四百四十九万三千円の増額補正するもの。

### 老人保健特別会計

医療費の増加および支払基金交付金の交付額が過少となることが見込まれることにより、一般会計から繰入れを行うため、総額百二十一万四千

円の増額補正するもの。

国民健康保険特別会計  
後期高齢者医療制度等システム改修事業の繰越明許費、

保険基金安定負担金の確定や高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う財源内訳補正および保険財政共同安定化事業拠

出金の確定による減額など、総額二千二百二十二万七千円の減額補正するもの。

介護保険特別会計  
介護保険システム改修事業費

の繰越明許費、および地域包括支援センター運営事業委託

料、介護予防事業、調整交